

秘

指定統計第26号 農林業センサス
様式 第 9 の 1 号

1970年世界農林業センサス

林家以外の 調査票〔1〕
林業事業体

農 林 省

(会社, 社寺, 共同, 各種団体・組合作用)

都道府県名 市区町村名 旧市区町村名 農業集落名 調査区 林業事業体

(名義区分)

会社 社寺 共同 各種団体

昭和45年2月1日調査

この調査結果は農林業の発展に必要な農林行政のための重要な基礎資料となります。またこの結果は、個々の課税の資料には、絶対にしません。ぜひ正しい申告をお願いします。

林業事業体名 代表者名 住所

1 山林面積

○現況が山林であれば、台帳地目は何であつてもよい。
○面積は台帳面積でなく実際の面積を聞く。
○他の市町村にある山林も含める。

(1) 所有山林面積・保有山林面積

所有山林 ① ha (町) (反) (畝)
他人に分収させている山林 ②
貸付林 ③
(①-②-③) ④

他人の土地へ分収している山林 ⑤
借入林 ⑥
割地してもらっている山林で割りかえられる山林 ⑦
(⑤+⑥+⑦) ⑧

単独で経営出来る山林は⇒ ④+⑧

以下これを「保有山林」と呼びます。

〔保有山林面積が1ヘクタール未満なら調査終了。以下は保有山林面積1ヘクタール以上の事業体について聞く。〕

(2) 保有山林のうちわけ

針葉樹林 ①
広葉樹林 ②
竹林・特殊樹林 ③
計 (①+②+③) ④

(3) 人工林面積

人工林の伐採跡地 ①
10年生以下 ②
11~30年生 ③
31年生以上 ④
計 (①+②+③+④) ⑤

2 植林・下刈り等

(過去1年間のこと。保有山林についてだけ聞く。)

(1) 植林面積

人工林の伐採跡地へ ①
天然林の伐採跡地へ ②
その他の土地へ ③
計 (①+②+③) ④

(2) 下刈りをしたのべ面積

ha (町) (反) (畝)

(3) 下刈りに刈払機を使用した(V印) ⇒ ()

(4) 保有山林に施肥〔化学肥料〕をした(V印) ⇒ ()

3 労働

過去1年間に保有山林の植林や手入れにかかった労力

直接雇用 ①
委託・請負わせ ②
その他 ③
計 (①+②+③)

4 販売

(1) 過去1年間に販売した保有山林からの林産物 (販売したものにV印)

用材 立木 ① ()
素材 ② ()
薪炭原木・チップ材 ③ ()
しいたけ・なめこのほだ木用原木 ④ ()
木炭・まき ⑤ ()
竹材・特殊林産物 ⑥ ()

(2) 過去1年間の保有山林からの林産物総販売金額 (どれか1つに必ず○印)

販売なし 0
5万円未満 1
5~20万円 2
20~50万円 3
50~100万円 4
100~200万円 5
200~500万円 6
500~1,000万円 7
1,000~2,000万円 8
2,000万円以上 9

5 主 業〔会社だけについて聞く。〕

(具体的に書く)

会社の主な事業は何ですか。⇒

〈主業区分符号〉

農 業 林 業 漁業・水産養殖業 鉱 業 製造業 建設業 卸売業・小売業 金融・保険業 運輸・電気・ガス サービス業・その他

調査員氏名

㊦

〈保有山林面積符号〉

0.1~1ha 1
1~5ha 2
5~10ha 3
10~20ha 4
20~30ha 5
30~50ha 6
50~100ha 7
100~200ha 8
200~500ha 9
500ha以上 10

人工林比率 (⑤/④) × 100 %

〈人工林比率符号〉

なし 0
10%以下 1
11~20% 2
21~40% 3
41~60% 4
61~80% 5
81%以上 6

【記入上の注意事項】

- 《山林》・ここで山林というのは用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集団的に生育するために用いている土地をいいます。
- ・樹木が点々としか生えていないときは、樹木の枝や葉（樹冠）がその土地の3割以上覆っていると認められるときに山林とします。
 - ・伐採跡地はまだ造林してなくても山林に含めます。
 - ・山林の中には保安林、砂防造林地や切替畑で地力が衰えて再び山林にしたもの、およびくり、油桐、あべまき、うるし、つばき、山桑などの生育地で施肥をしていないもの（刈敷程度は施肥とはみなさない）は山林ですから注意してください。

1 山林面積

《山林面積》・山林の面積は、台帳面積と実際の面積は、かなり違うのが普通です。ここでは、全部実際の面積をききとりますから、実測のあるものは実測面積を記入し、実測のないものは縄のびがどの位あるかをきいてください。

《所有山林①》・事業体で実際に所有している山林をいいます。したがって登記面の如何にかかわらず、買ったものは所有山林とし、売ったものは所有山林としません。

《他人に分収させ・この事業体が土地を提供し、他人が造林してそこから得られる収穫を協定した分収歩合で分配する契約の山林をいいます。》

- ・契約の相手は誰でもかまいません。契約をしてあげばまだ造林が済んでいなくてもここに含めます。

《貸付林③》・山林として使用するために貸している土地です。

《他人の土地へ分収している山林⑤》

《借入林⑥》・他人から山林として利用するために借りている土地をいいます。

《割地してもらっている山林で、今後割りかえされる山林⑦》

《保有山林④》・事業体が単独で利用経営できる山林を、この調査では保有山林といいます。

《竹林③》・たけのこの生産を目的としているものは除きます。

《特殊樹林③》・樹液、樹皮、樹実、葉などを採取する目的の山林です。

《年生》・植えた年を1年として数えます。

2 植林・下刈り等

《植林》・補植を除きます。

3 労働

《植林・手入れ・植林（地ごしらえ、苗木運搬、植付け）、手入れ（下刈、補植、枝打ち、つる切り、除伐、芽かき、雪起し、山林への薬剤散布、害虫駆除など）に要した労力をいいます。》

《直接雇用①》 その事業体で直接労働者を雇った場合です。

《委託請負わせ②》・労働者を直接雇わずに、作業量とそれに対する報酬をあらかじめきめて契約し、委託料や請負料を支払って、作業の一切を他人にまかせた労力です。

《その他③》・奉仕労力などはここに入れてください。

4 販売

《総販売金額》・保有山林からの林産物の売上げ金額です。自営の製材業などにふりむけたものも、販売に含めます。この金額は時価で見積ってください。

記入が終わったならば

1. 調査票へ記入が終わったならば計、合計欄などの間違いがないように特に注意してください。
2. どことどこが一致ずるところを確かめます。
3. 会社については、主業区分符号を○で囲みます。



林家以外の 調査票〔2〕
林業事業体

(慣行共有・財産区用)

昭和45年2月1日調査

都道府県名	市町村名	旧市区町村名	林業事業体
番号			

〔名義区分〕

〔実態区分〕

〔符号に○〕	会	社	共	同	部	落	旧	市	町	村	財	産	区	慣
	会	社	共	同	部	落	旧	市	町	村	財	産	区	

林業事業体名

代表者氏名

農 林 省

〔判定〕

最初に判定し、A₁A₂A₃Bのどれかを○で囲み、○に従って調査する。

① 山林からの取入や林産物を、部落費や部落の公共事業に使うことがある。 A ₁	② その山林は、昔からのしきたり(入会の慣行)で、もっている、利用している、または利用させている。 A ₂	③ 山林の権利者になる資格に、どこその部落に住んでいるものに限るという制限がある。 A ₃	④ どれにも該当しない。 B
---	---	---	-------------------

○A₁A₂A₃となったものは、〔実態区分〕慣を○で囲む。
○A₁A₂A₃となったものすべて、Bとなった財産区は、この調査票で調査をつづける。
○Bとなったもの(うち財産区は除く)は、該当の調査票で調査する。

部落の説明
ここで部落というのは、一般に部落というのと大体同じと考えてよいけれども、次の約束をおぼえておいてください。
◆組・小字・字・大字・区・旧市町村など、その呼びかたに関係なく、その地域を部落と考えます。
◆二つ以上の部落の共有の場合は、その二つ以上の部落の範囲を、別の一つの部落と考えます。

〔保有山林面積符号〕

0.1 ~ 1 ha	1
1 ~ 5 ha	2
5 ~ 10 ha	3
10 ~ 20 ha	4
20 ~ 30 ha	5
30 ~ 50 ha	6
50 ~ 100 ha	7
100 ~ 200 ha	8
200 ~ 500 ha	9
500 ha 以上	10

1 山林面積

〔〇現況が山林であれば台帳地目は何であつてもよい。〕
〔〇面積は台帳面積でなく実際の面積を聞く。〕
〔〇他の市町村にある山林も含める。〕

(1) 所有山林面積・保有山林面積

所有山林 〔〇割地してもらっていて、割りかえされないものは所有山林に含める。〕 〔〇他人へ割地してやっている山林で、割りかえされないものは所有山林から除く。〕 ①	ha	a
他人に分取させている山林 ②		
貸付林 ③		
割地してやっている山林で、割りかえされる山林 ④		
〔①-②-③-④〕 ⑤		
他人の土地へ分取している山林 ⑥		
借入林 ⑦		
割地してもらっている山林で割りかえされる山林 ⑧		
〔⑥+⑦+⑧〕 ⑨		
単独で経営できる山林は⇒〔⑤+⑨〕 ⑩		

以下、これを〔保有山林〕と呼びます。

所有山林から除いた、他人へ割地してやっている山林で割りかえしない山林 ⑩

〔保有山林面積が1ヘクタール未満なら調査終了。〕
〔以下は保有山林面積 1ヘクタール以上の事業体について聞く。〕

人工林比率 ⑪ × 100	%
---------------	---

〔人工林比率符号〕

なし	0
10 % 以下	1
11 ~ 20 %	2
21 ~ 40 %	3
41 ~ 60 %	4
61 ~ 80 %	5
81 % 以上	6

(2) 保有山林について主産物を権利者に共同で採取利用させている山林と、そうでない山林の面積

共同利用の山林 ①	ha	a
そうでない山林(直轄利用) ②		
計〔①+②〕		

(3) 保有山林のうちわけ

針葉樹林 ①	ha	a
広葉樹林 ②		
竹林・特殊樹林 ③		
計〔①+②+③〕		

(4) 人工林面積

人工林の伐採跡地 ①	ha	a
10年生以下 ②		
11 ~ 30年生 ③		
31年生以上 ④		
計〔①+②+③+④〕		

3 労働

過去1年間に保有山林の植林や手入れにかかった労力

直接雇用 ①	のべ 人日
委託・請負わせ ②	
権利者(構成員)の義務出役 ③	
その他 ④	
計〔①+②+③+④〕	

4 販売

(1) 過去1年間に販売した保有山林からの林産物

用材	立木 ①	()
	素材 ②	()
新炭原木・チップ材 ③		()
しいたけ、なめこのほだ木用原木 ④		()
木炭・まき ⑤		()
竹材、特殊林産物 ⑥		()

(2) 過去1年間の保有山林からの林産物総販売金額

販売なし	0
5万円未満	1
5 ~ 20万円	2
20 ~ 50万円	3
50 ~ 100万円	4
100 ~ 200万円	5
200 ~ 500万円	6
500 ~ 1,000万円	7
1,000 ~ 2,000万円	8
2,000万円以上	9

2 植林・下刈り等〔過去1年間のこと。保有山林についてだけ聞く。〕

(1) 植林面積

人工林の伐採跡地へ ①	ha	a
天然林の伐採跡地へ ②		
その他の土地へ ③		
計〔①+②+③〕		

(2) 下刈りをしたのべ面積 ⇒

(3) 下刈りに刈払機を使用した(V印) ⇒ ()

(4) 保有山林に施肥〔化学肥料〕をした(V印) ⇒ ()

5 権利者〔慣行共有の事業体だけ聞く。〕

(1) この事業体の山林に対し、昔からのしきたりによる利用の権利がある権利者の数 ⇒

昭和45年	昭和35年
戸	戸

(2) この権利者の大半が住んでいる地域と農業集落の範囲との比較
(どれか1つに必ずV印)
農業集落より大きい() 同じ() 農業集落より小さい()

(3) 新しく権利者となれるか (どちらか1つに必ずV印)
ア. 新しく加入することは全然許されない ⇒ ()
イ. 一定の条件つきで加入が許される ⇒ ()

(4) 権利者がよそへ転出するときの権利のゆくえ (どちらか1つに必ずV印)
ア. 権利はなくなる ⇒ ()
イ. そのまま権利は残る ⇒ ()

指導員氏名 ⑫

【記入上の注意事項】

〔判定〕……すべての林業事業体について、慣行共有とすべき事業体であるかどうかを判定します。この結果により、

・A₁、A₂、A₃のどれかに該当したもの…} 調査票〔2〕で
Bとなったが財産区である場合………}

Bとなった事業体（財産区は除く）のうち
「会」「社」「共」「団」の名義のもの……調査票〔1〕で
個人名義のもの………林家調査票で
それぞれ調査してください。

山林からの収入……林産物を売った収入だけでなく、山林の貸付料、分収林の分配金、土地売却代金、使用料などすべてを含みます。

昔からのしきたり（入会の慣行）……明治以前から、その山林で部落の人々が素材や薪炭材の採取、採草、放牧などで利用ができることになっているので、たとえその山林の所有者の名義がどのようにかわっても、その利用ができることをいいます。

利 用……樹木の伐採や草、落葉、落枝をとらせることその他、山林の貸借、分収、割地や山林からの収益の分配を受けることなども含みます。

〈山 林〉・ここで山林というのは用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集団的に生育するために用いている土地をいいます。
・樹木が点々としか生えていないときは、樹木の枝や葉（樹冠）がその土地の3割以上覆っていると認められるときに山林とします。
・伐採跡地はまだ造林してなくても山林に含めます。
・山林の中には保安林、砂防造林地や切替畑で地力が衰えて再び山林にしたもの、およびくり、油桐、あべまき、うるし、つばき、山桑などの生育地で施肥をしていないもの（刈敷程度は施肥とはみなさない）は山林ですから注意してください。

1 山林面積

(1) 所有山林面積・保有山林面積

〈山林面積〉・山林の面積は、台帳面積と実際の面積は、かなり違うのが普通です。ここでは、全部実際の面積をききとりますから、実測のあるものは実測面積を記入し、実測のないものは縄のびがどの位あるかをきいてください。

〈所有山林①〉・事業体で実際に所有している山林をいいます。したがって、登記面の如何にかかわらず、買ったものは所有山林とし、売ったものは所有山林としません。

〈他人に分収させられている山林②〉・この事業体が土地を提供し、他人が造林してそこから得られる収穫を協定した分収歩合で分配する契約の山林をいいます。
・契約の相手は誰でもよい。契約をしてあればまだ造林が済んでいなくてもここに含めます。

〈貸付林③〉・山林として使用するために貸している土地です。

〈割りかえする山林④〉・他人に割地してやっている山林で、今後割りかえすることとなっている山林をいいます。

〈他人の土地へ分収している山林⑤〉・他人の土地へ分収林を設けている山林をいいます。

〈借入林⑦〉・他人から山林として利用するために借りている土地をいいます。

〈割地してもらっている山林で割られる山林⑧〉・他人の山林から割地してもらっている山林で、今後割りかえられることがある山林をいいます。

〈保有山林⑨〉・事業体が単独で利用経営できる山林を、この調査では保有山林とします。

(2) 共同利用の山林と直轄利用の山林

〈共同利用〉・その山林の主産物を権利者に共同で採取、利用させることです。
〈直轄利用〉・権利者に勝手に利用させないで、部落として植林したり、その収益を権利者へ分配するなどの利用のしかたです。

(3) 保有山林のうちわけ

〈竹 林〉・たけのこの生産を目的としているものは除きます。
〈特殊樹林〉・樹液、樹皮、樹実、葉などを採取する目的の山林です。

(4) 人工林面積

〈年 生〉・植えた年を1年として数えます。

2 植林・下刈り等

〈植 林〉・補植は除きます。

3 労 力

〈保有山林の作業〉・保有山林について行なった育林、伐出、製薪炭、特殊林産物採取のための作業です。（林道や治山関係の土木作業は含みません。）

〈植林や手入れ〉・植林（地ごしらえ、苗木運搬、植付け）と、手入れ（補植、下刈り、枝打ち、つる切り、除伐、間伐、雪起し、病虫害防除、防火線作業など）の作業です。

〈直接雇用①〉・直接労働者を雇った場合です。特定の権利者を雇った（義務出役でない）場合も含みます。

〈委託・請負②〉・労働者を直接雇わず、作業量とそれに対する報酬をあらかじめきめて契約し、委託料や請負料を支払って、作業のいっさいを他人にまかせた場合です。

〈権利者（構成員）の義務出役③〉・権利者全員に、各戸から必ず出役するように義務づけており、もし都合で出役できないときは、代人か出不足金を出させることとなっている場合です。

〈その他④〉・無償で学校の生徒や青年団、婦人会などの労力奉仕をうけた場合です。

4 販 売

〈林産物販売〉・保有山林からの林産物の販売に限ります。
・山林を伐採して、部落の橋をかけたり、公民館を作ったり、権利者へ分配したものは販売としません。

5 権 利 者〔慣行共有の事業体だけ聞きます。〕

(1) 権利者数

〈権利者の数〉・名義人の数にかかわらず、昔からのしきたりによって、実際に利用の権利がある権利者の数です。だから名義人は10人でも、実際の権利者が50人ならば、50人と記入します。

(3) 新しく権利者となるか

〈一定の条件〉・部落の住民としての資格ができたとき（例えば、3年間部落費を納める、1年以上住んでいる、5反歩以上耕地をもっているなど）や、分家、帰村、権利購入など部落のとりきめをいいます。

記入が終わったならば

1. 調査票へ記入が終わったならば計、合計欄などの間違いがないよう特に注意してください。
2. どことどこが一致するとなっているところを確かめます。



林家以外の 調査票〔3〕
林業事業体

〈名義区分〉

市 町 村	地方 公共 団体の 組合	都 道 府 県	特 殊 法 人	国

(国、特殊法人、地方公共団体用)

〔自計申告〕

昭和45年2月1日調査

林業事業体名	
--------	--

1 山林面積

○現況が山林であれば台帳地目はなんでもよい。
○面積は台帳面積でなく実際の面積を記入。
○他の市町村にある山林も含める。

以下の 3 労働, 4 販売については市町村, 地方公共団体の組合だけ記入する。
○都道府県、特殊法人、国は記入の必要はない。

(1) 所有山林面積・保有山林面積

所 有 山 林		ha	a
○割地してもらっていて、割りかえされ ないものは所有山林に含める。 ○他人へ割地してやっている山林で、割 りかえしないものは所有山林から除く。		①	
こ の 山 林 の 所 有 者	他人に分取させている山林 ②		
	賃 付 林 ③		
	割地してやっている山林 で、割りかえする山林 ④		
〔①-②-③-④〕		⑤	
他人の土地へ分取している山林 ⑥			
借 入 林 ⑦			
〔⑥+⑦〕		⑧	

3 労働

過去1年間に保有山林の植林や手入れにかか
った労力

直 接 雇 用 ①	のべ 人日
委 託 ・ 請 負 わ せ ②	
そ の 他 ③	
計〔①+②+③〕	

〈保有山林面積符号〉

0.1 ~ 1 ha	1
1 ~ 5 ha	2
5 ~ 10 ha	3
10 ~ 20 ha	4
20 ~ 30 ha	5
30 ~ 50 ha	6
50 ~ 100 ha	7
100 ~ 200 ha	8
200 ~ 500 ha	9
500 ha 以上	10

単独で経営できる山林は⇒ ⑤+⑧ ⑨
以下これを〈保有山林〉と呼びます。

4 販 売

(1) 過去1年間に販売した保有山林からの林産物

用 材	立 木 ①	()
	素 材 ②	()
薪炭原木・チップ材 ③		()
しいたけ・なめこのほだ木用原木 ④		()
木 炭 ・ ま き ⑤		()
竹 材 ・ 特 殊 林 産 物 ⑥		()

人工林比 率 ⑩ × 100
%

〈人工林比率符号〉

な し	0
10 % 以下	1
11 ~ 20 %	2
21 ~ 40 %	3
41 ~ 60 %	4
61 ~ 80 %	5
81 % 以上	6

(2) 保有山林のうちわけ

針 葉 樹 林 ①	ha	a
広 葉 樹 林 ②		
竹 林 ・ 特 殊 樹 林 ③		
計〔①+②+③〕		

(3) 人工林面積

人工林の伐採跡地 ①	ha	a
10 年 生 以 下 ②		
11 ~ 30 年 生 ③		
31 年 生 以 上 ④		
計〔①+②+③+④〕		⑩

(2) 過去1年間の保有山林からの林産物総販売金額

(どれか1つに必ず○印)

販 売 な し	0
5 万 円 未 満	1
5 ~ 20 万 円	2
20 ~ 50 万 円	3
50 ~ 100 万 円	4
100 ~ 200 万 円	5
200 ~ 500 万 円	6
500 ~ 1,000 万 円	7
1,000 ~ 2,000 万 円	8
2,000 万 円 以上	9

2 植林・下刈り

〔過去1年間のこと。
保有山林についてだけ記入。〕

(1) 植林面積

人工林の伐採跡地へ ①	ha	a
天然林の伐採跡地へ ②		
その他の土地へ ③		
計〔①+②+③〕		

(2) 下刈りをしたのべ面積……… ⇒

ha	a
----	---

〔1970年世界農林業センサスについて〕

1970年世界農林業センサスは、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）および農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて実施するものである。

この調査は国連食糧農業機関（FAO）の主唱による世界農林業センサスにわが国も参加し、本年2月1日を期して実施するものであるが、特にわが国では、林業が産業として重要な位置を占めている関係上、農林業センサスという名で農家のみでなく、10アール以上の山林を所有したり、経営したりしている一般世帯はもちろん、会社、社寺、団体等のほか市町村、都道府県、国および特殊法人についても林業に関する調査を同時に実施し、今後の農林業行政のための基礎統計を作成しようとするものである。この調査についてなにごぶのご協力をお願いする。

【記入上の注意事項】

調査時点 昭和45年2月1日現在の現況によって記入する。

- 〈山林〉・山林というのは、用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地である。
- ・樹木が点々としか生えていない時は、樹木の枝や葉（樹冠）がその土地の3割以上を覆っていると認められる場合は山林とする。
 - ・山林の伐採跡地は、その後まだ造林していなくても山林とする。
- 〈山林とするもの〉
- ・防風林で1アール以上のもの、施設敷地内の山林で林産物の生産を主目的としている1アール以上のもの。
 - ・保安林、砂防造林地などの制限林。
 - ・切替畑で地力が衰えて再び山林にしたもの、およびクリ、アブラギリ、アベマキ、ウルシ、ツバキ、ヤマグワなどの生育地で施肥をしていないもの（刈敷程度は施肥としない）は山林とする。ただし、施肥をしても木材や竹の生産を主目的にしていれば山林とする。
- 〈山林としないもの〉
- ・山林内の岩石地、崩れ地、沼沢地、萱刈場や林道その他山林内の固定設備用地。
 - ・街路樹の生育地や都市公園などの土地。

1. 山林面積

- 〈山林面積〉・山林の面積は、台帳面積と実際の面積が、かなり違う場合が多いが、ここには、全部実際の面積で記入する。実測のあるものは実測面積を記入し、実測のないものは縄のびがどの位あるかを見積って実際に近い面積を記入する。
- ・他の市町村や他県（都、道、府）にあるものもすべて含む。

(1) 所有山林面積・保有山林面積

- 〈所有山林〉・実際に所有している山林である。したがって登記簿の如何にかかわらず、買ったものは所有山林とし、売ったものは所有山林としない。
- 〈分収林〉・土地所有者が土地を提供し、他人が造林してそこから得られる林産物の収穫を互いに協定した分収割合で分配する契約の山林をいう。国有林の部分林、官行造林地、県（都、道、府）行造林地、公団造林地、公社造林地など分収契約による山林をすべて含む。地上権設定の有無は問わない。また、契約済であれば、まだ造林が済んでいなくても分収林とする。
- 〈貸付林〉・山林として使用するため土地を貸している場合である。
- ・貸している相手は誰であっても、また何人であってもかまわない。
 - ・貸しているのは有料であっても無料であってもかまわない。
- 〈貸付林としないもの〉
- ・単に草や枝葉を取らせる約束の山林、林道をひくとか貯木場を作るなど山林以外に使用する目的のために貸している山林。
- 〈借入林〉・他人から山林として利用するために借りている山林である。
- 〈保有山林〉・事業体が単独で経営できる山林を、この調査では保有山林という。
- ・すなわち、所有山林から貸付林と他人に分収させている山林、割地してやっている山林で、割りかえする山林を除いたものに、借入林と分収している山林、割りかえされる割地を加えたものである。

〔保有山林と呼んで経営山林といわない理由は、山林の場合にはよく経営されているものもあるが、あまり利用や収益をしないで、ただ財産として持っているに過ぎないものが多いため経営という言葉が適当でないためである。〕

(2) 保有山林のうちわけ

- 〈竹林〉・竹材の生産を主目的としている竹林をいう。したがって、施肥をしてタケノコの生産を主目的とする竹林はここに含めない。
- ・さき類（根まがり竹も含む）は竹林としない。
- 〈特殊樹林〉・特殊樹林とは、樹実、樹皮、樹液、葉を採取する目的で次のような樹種が集団的に生育している山林をいう。
- ・ウルシ、クリ、クルミ、ツバキ、アブラギリ、ハゼ、サザンカ、シュロ、コルクガシ、アベマキ、カシワ、ヘラノキ、ヤマモモ、タンニンアカシヤ、クス。
 - ・ただし、これらのうち施肥しているものは山林としない。
- 〈いりまじっている場合の面積のとり扱い〉
- ・針葉樹、広葉樹や竹などがいりまじっている山林では、1樹種が75パーセント程度以上占めている場合は、全面積をその樹種に計上し、75パーセント未満の場合は面積を按分して計上する。

(3) 人工林面積

- 〈人工林〉・植林だけでなく種子をまいたり挿木したりした山林を含む。
- ・人工林の伐採跡地も含める。
 - ・人工林と人工林でない山林が混交している山林では、人工林の面積が75パーセント程度以上である場合は人工林に全面積を計上し、75パーセント未満の場合は面積割合により按分して計上する。
- 〈年（林）生（齢）〉
- ・植えた年を1年生として数える。
 - ・各年生のものが混交している場合は、人工林面積の場合と同様に計上する。

2. 植林・下刈り

- 〈植林〉
- ・過去1年間の保有山林についての実績による。
 - ・山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり挿木をしたりすることをいう。
 - ・補植は除くが、改植（以前に植林したけれども7割以上枯れてしまった所へもう1度植えること）したものは植林として扱う。
- 〈その他の土地へ〉
- ・耕地、宅地、原野などの山林でなかった土地、または、山林であるが、竹林、特殊樹林など人工林、天然林以外の山林の伐採跡地へ植林した場合である。
- 〈下刈りをしたのべ面積〉
- ・年2回以上の下刈りを行なった場合は、そののべ面積を計上する。

3. 労働

- ・植林や手入れの作業にかかった労力をのべ日数で記入する。
- 〈植林・手入れ〉
- ・植林（地ごしらえ、苗木運搬、植付け）、手入れ（施肥、下刈り、地表のかきおこし、ぼうが《萌芽》の整理、枝打ち、つる切り、除伐、間伐、雪起し）などの作業のほか、山林の病虫害防除作業、防火線作業などである。
- 〈直接雇用〉
- ・他人を直接雇って働いてもらった場合である。
 - ・労力の交換やただで働いてもらった労力なども含める。
- 〈委託・請負せ〉
- ・直接労働者を雇わず、作業量とそれに対する報酬をあらかじめきめて契約し、委託料や請負料を支払って、作業の一さいを他人にまかせた場合である。
 - ・しかし、労働者に直接「出来高払いで作業を頼む」ことを一般に「請負」と呼んでいるが、これは労働者を直接雇って、報酬を出来高で払うことにしているものであるから、委託・請負せとはしない。のべ人員が判らない時は、1日の平均的な出来高で見積って計上する。

4. 販売

- ・保有山林から生産、採取して、この1年間に販売した林産物と総販売金額を記入する。
- (1) 販売した保有山林からの林産物
- 〈用材〉
- ・樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、枕木、農用材に使われる材である。
- 〈立木〉
- ・用材に使われる立木だけである。
- 〈薪炭材〉
- ・伐採して丸太にしたものである。
- 〈薪炭原木・チップ〉
- ・保有山林からの材を木炭やまき（そだを含む）の原木、チップ材・しいたけ・なめこのほだ木用原木
- 〈木炭・まき〉
- ・保有山林からの材を使って自営で製薪炭したものである。
- 〈竹材〉
- ・保有山林から生産した竹材である。立竹のまま売ったものも含む。
- 〈特殊林産物〉
- ・保有山林から採取した、樹実、樹皮、葉、樹液、樹根、きのこ（天然生）などである。
- (2) 販売した林産物の総販売金額
- ・保有山林からの林産物の過去1年間の総販売金額である。
 - ・販売した林産物の生産採取の年次は問わない。
 - ・1つの山林を数年かかって伐採する契約のものの場合、その年の出石に見合った金額または、その年の分として受けとった金額とする。